

20140521_銀座農業政策塾／第3期第5回_議事録

「有機農業と都市農業 ～コミュニティ農業の具体的展開～」

日時：2014年5月21日（水）19:00－21:00

場所：東京・銀座 銀座会議室

テーマ：「有機農業と都市農業 ～コミュニティ農業の具体的展開～」

発表者：蔦谷栄一さん（農林中金総合研究所客員研究員、農的社会デザイン研究所代表、
当塾世話人）

参加者：参加者 17人（発表者を含まない）

（会社経営、会社員、翻訳家、団体スタッフ、大学院生、NPO法人理事長、
弁護士、行政書士、司法書士など）

目次：

- 0 はじめに
- 1 コミュニティ農業の本質
- 2 有機農業 ～本体農業としての有機農業～
- 3 都市農業 ～日本農業の先駆けとしての都市農業～
- 4 まとめ

発表：

0 はじめに

新規就農者へのあるイベントでのアンケートによると、その半分は有機農業をやりたいと回答しています。農業に関心のある人は有機でやりたいという方が多いということです。有機はたいへんですが、ニーズがあります。

また、都市農業はこれからの日本の農業の先駆けになります。都市農業への理解が日本の農業の理解につながります。

1 コミュニティ農業の本質

コミュニティ農業の核心にあるのが有機農業と都市農業の二つです。そしてコミュニティ農業の要素は人と自然の二つです。人と人の関係（顔と顔の見える関係）、人と自然の関係、そして、自然と自然の関係になります。

2 有機農業 ～本来農業としての有機農業～

有機農業ですが、この世界には信奉者と呼べるような人たちもいます。人と人の関係を強調しすぎると有機農業の本質を間違えるのでは？と考えています。人と自然が共生できること、ま

た、自然と自然の関係、つまり生物多様性を重視することが基本となります。

有機農業の定義ですが、法律的に有機農業推進法第2条があります。化学肥料、農薬を使わず、遺伝子組み換え技術を使用しないこととなります。一般の認識と違うかもしれません。有機農業の認証は、2年以上、化学肥料と農薬を使用しないことが要件になります。コーデックス委員会にて国際的な基準が作られています。これがグローバルの基準であり、日本もこれに準拠しています。

農業全体に占める有機農業の割合は0.5%です(1.2万戸)。これは有機農業の認証農家0.2%と非認証農家0.3%を合わせた数字です。正味は0.2%ということです。農水省は認証を中心としたシステムを作ってきましたが、認証されていないものも含めるようになりました。なお、環境保全型農業(化学肥料、農薬の使用を2割以上減少させるエコファーマーなど)は20万戸です。

有機農業の沿革ですが、1993年、農水省は環境保全型農業のガイドラインを打ち出しました。このころは有機農業を推進しないというスタンスです。化学肥料、農薬は一概に悪いものとはいえないということです。化学肥料、農薬は適正に使えば良いとしました。これは、GATTウルグアイラウンドに合わせた施策です。農産物の安全・安心がポイントになります。前者の安全は農薬の基準で確保できます。後者の安心を1993年から打ち出してきました。しかし、有機農業は法律では規定しませんでした。ガイドラインや行政指導の対象としてきました。2001年、有機JAS法が制定されて、有機農業の認証制度がスタートしました。しかし、農水省は有機農業をホビー農業と位置づけてきました。有機農業は世界の流れとしては拡大してきており、おかしい、遅れていると言ってきましたが、その後日本も必要ではないかと考えられるようになりました。2006年、有機農業推進法が制定されました。有機農業がやっと法律により位置付けられるようになりました。しかし、有機農業は認証されたものだけが対象とされ、(あえて認証を取得しない)実質的な有機農業はカウントされてきませんでした。有機農家数の推移ですが、平成19年から平成22年にてほとんど増えていません。農水省は5年前、有機農業の数値目標を時期尚早として出さずにきました。

有機農業ですが一般の「有機」の認識は基準と離れています。有機たい肥を使うのが有機農業と考えているのが7~8割です。また有機農家は一匹狼が多いのが実情です。国とケンカしながらも独自の農法を確立してきたような人です。国に技術と蓄積がなかったことも原因です。有機農業推進法の制定後、農水省は力を入れはじめました。有機農業は地域の技術差が出ます。作物を見る目や畑の特異性の理解も必要です。なかなか一般化が難しいです。最近、農水省は新たな基本方針を策定して有機農業の数値目標を定めました。

諸外国における有機農業のシェア、たとえば、イタリアは農地面積の8.6%を占めます。リヒテンシュタインなど小さな国は有機農業に力を入れており数値はもっと高くなっています。フランスが最近伸びてきています。なぜ、EUの有機農業が増えたのでしょうか?1993年のGATTウルグアイラウンドが契機です。農業への補助策が、価格支持から、デカップリン

グ、直接支払いへと政策変更しました。価格支持は作れば作るほど、お金がもらえました。そこで、粗放的な農業または環境保全型農業へお金を出すようにしました。加えて、流通が整備され市民の理解がありました。有機農産物の差別性を理解していたのです。有機農産物は価格が高くなる。それを理解して選択しています。それともう一つですが、日本とは気候が違います。欧州は冬に雨が降ります。このため、雑草が生えにくいのです。そして、夏は乾燥しています。有機農業をやりやすい気候です。

アジアは有機農業に不向きと認識されてきました。しかし、韓国は農地面積の1.0%を占めています。その認識だけでは説明できません。韓国は政策的に早くから取り組んできました。1997年に有機農業推進のための法律を制定させています。環境保全への直接支払いを始められています。やるのが早いのです。韓国では昨年、都市農業法も制定しています。また、中国は農地面積の0.4%を占めています。既に日本を追い越しています。割合ではなく面積で大きいのは1位がオーストラリア、2位が中国です。しかし、あまり意識されていません。

農水省は有機農業の数値目標を1.0%としました。とはいえ、有機農業をいかに位置付けて、推進するか。整理して取り組んでいく必要があります。

新たな「有機農業の推進に関する基本的な方針」(案)をご紹介します。

② 「有機農業者等の支援」。有機農業をしたいが予算がない。

② 「流通・販売面の支援」。有機農業はあまり流通に乗って来ていなかった。また、有機農家は小規模なところが多い。今後増やしていくためには化学肥料、農薬を使わないことに焦点を当てながら、人と人の関係などが大切になることを消費者に理解してもらうことが必要。というものです。

自然農法と有機農業とは別のものと一般には受け止められています。自然農法サイドから有機農業への批判があります。たとえば、たい肥の過剰投与です。窒素過多で身体に良い農産物になっていないのではないかと。私は自然農法を、位置付けとして自然農法を有機農業のゴールとすべきと考えています。また、生物多様性農業というものもあります。生き物調査が一つの大きな手法になってきています。農業の健全性を確認することができます。

「農薬は是か非か」は神学論争の様相です。国の基準を守っていれば安全とされています。しかし、農薬反応についての個人差はあります。長いスパンで見ると、影響があるかもしれません。それであれば、なるべく使わないというのが基本姿勢であるべきではないでしょうか。農薬業界は、この10~20年で農薬の毒性が低くなってきているとしています。また、残留もしにくくなっているとしています。しかし、そこで強毒性農薬に代わって登場したのがネオニコチノイド系の農薬です。これがミツバチの大量死に影響しているという見解も出てきています。無農薬の場合、植物本来が自らを守るための毒素が多く生産されてしまうという論文も出されています。EUには「予防の原則」があります。心配、不安があったら使わせないというものです。この原則を国で定めるのは難しいかもしれませんが、個人で行うことはできます。農薬により生産性が上がるという経済的な側面もあります。プラスとマイナスの双方がありま

す。小規模経営ほど、有機農業にて手間をかけて差別化をはかることができるのではないのでしょうか？ 小規模、大規模それぞれの特性を活かすべきです。とはいえ、TPPに対抗できるのは小規模農家と考えています。大規模農家は国際的な価格競争に巻き込まれてしまいます。

自然循環を大事にして、持続性を重視していく有機農業や自然農法は人をよぶことができます。差別化につなげることもできます。たとえば、愛知県新城市の福津農園です。こちらは自然農法にごく近い有機農業です。海外からも含めて人がたくさん来ています。ネットでの発信も行っていきます。情報発信力が大切です。これからは田舎が魅力となり人を呼ぶ時代です。農場・農家がコミュニティセンターともなり得ます。

3 都市農業 ～日本農業の先駆けとしての都市農業～

都市農業は市街化調整区域と市街化区域にまたがっています。1963年に制定された都市計画法によります。市街化区域は10年以内に宅地に転用し、市街化調整区域は農地として残すことになっています。市街化区域は国交省の所管、市街化調整区域は農水省の所管となっています。市街化区域は農水省からの営農のための補助金が出ません。とはいえ、市街化区域であっても農業を続けたい人もいます。これを制度化したのが生産緑地です。生産緑地に該当すれば、税務上の農地とみなされます。相続税、固定資産税などの税金がまったく違ってきます。農業はほとんど収益性がないので、税金が安くないと成り立ちません。都市農地は減ってきています。相続税が払えないためです。とはいえ、いろいろな事情からすべてを生産緑地にできない人もいます。

都市農業の形態は、観光農園、市民農園、体験農園があります。最近、コミュニティガーデンも増えてきました。農地以外の空地を利用して、野菜、花を作るものです。アメリカが発祥です。ニューヨークなどの再開発の際に発生する空地などを利用していきます。

都市農業の機能には「ヒートアイランド現象の緩和」、「緑地としての位置付け」、「いざというときの災害避難場所」、「水の確保の場所」、「居住環境の確保」があります。また、「コミュニティ機能」もあります。都会の中での人と人の出会いの場になっています。

国交省と農水省の所管が重なっています。都市農地を緑地的に扱えないか検討されています。しかし、都市農地は財務省、総務省も加えると4つの省庁にまたがっています。とすると、議員立法しかありません。自民党の中に研究会が立ち上がりました。まもなく中間とりまとめが行われます。都市農業に政治が注目してきています。また、現在、宅地を農地に転用するニーズがありません。土地は余り気味になっており、人口は減り始めています。都市の土地利用について抜本的に変えていく必要があります。そのために法律が必要です。

生産緑地には自治体の農地買取制度があります。しかし、予算がなく、ほとんど実行されていません。また、都市農家の相続税、固定資産税の負担は過大です。なので、アパート、駐車場の現金収入がないと税金を払えません。

都市であれば消費者のニーズに対応した農業を行うことができます。差別化をはかることもできます。また、都市の農家は消防団やお祭りなど地域の活動のお世話もしています。地域の下支えをしています。そして、都市農業の振興をしないと、都市農地は守れません。法律・制度だけでは守れません

4. まとめ

日本はどういう農業を行うべきでしょうか？ 消費者と直結していくべきです。これは、日本だからこそできます（日本はいくら遠くても出発した、その日に着くことができます。海外ではこれはなかなかできません）。

コミュニティ農業は都市農業と有機農業がポイントになります。人と人との関係を重視していく、生産者と消費者が一緒に行動していくことです。また、人と自然との関係、自然の循環を守っていくことが大切です。

以上